

❁ 令和5年度「花緑出張サービス」を実施します ❁

リモートでも実施できます！！

「花緑出張サービス」は、花とふれあう「花育」の活動をはじめ、多くのみなさまに花と緑のある暮らしを提案すると同時に、花緑の適切な管理方法などを知っていただく事業です。

例年、多くの幼稚園や保育所、特別支援学校、地域の花づくりグループ等にご好評をいただいています。

まだお申し込みをされたことのない方は、是非この機会にご利用ください！

サービスの概要

・花育講座や園芸教室などの事業へ、県が「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」を講師として派遣し、講師料等の経費を負担します。(花材などの材料代はご負担ください)。

・本サービスの対象(対象団体、事業内容)と県が負担する経費は下表のとおりです。

・同一の団体で3回までご利用いただけます。



＜今年度の事業実施期間＞

令和5年6月7日(水)～令和6年2月29日(木)

(申込みは実施日の2週間前まで)

| 対象となる申請者 | 対象事業 |
|------------------------------------|------------------------|
| (1) 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等 | (1) 学校での花と緑に関する教育活動 |
| (2) 県内市町 | (2) 園芸教室 |
| (3) 県内企業、事業所 | (3) 緑化の相談、指導 |
| (4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体 | (4) 花と緑に関する体験教室 |
| (5) 地域花の都推進協議会の構成団体 | (5) 花と緑に関する講演会 |
| (6) 地域の花づくりグループ | (6) 花と緑に関する相談会 |
| (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの | (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの |

＜県が負担する経費＞

| 対象経費 | 県の負担額 | 備考 |
|------|--|------------|
| 講師料 | 現地開催:1時間につき3,000円 リモート開催:1時間につき6,000円 | 1回当たり3時間まで |
| 交通費 | 現地開催:県の旅費規程による額 リモート開催:お支払いしません | |

＜講師数の目安＞

| 受講数 | 講師数 |
|--------|------|
| 1～10名 | 1名 |
| 11～20名 | 1～2名 |
| 21～30名 | 1～3名 |

* 受講者数30超で、4名以上の講師派遣を希望する場合は、要相談

👉 **ご利用の手順は裏面へ**

ふじのくに花の都しずおかアドバイザーとは

・県では、花や緑に関する公に認められた資格を持つ方、その他花や緑に関する知識のある方をアドバイザーとして登録し、県民のみなさまの花や緑に関する活動への支援を行っています(令和5年5月現在 103人)。

・本出張サービスのほか、各種相談に対応しておりますので、個別にアドバイザーへご相談ください。

・アドバイザーの名簿は「ふじのくに花の都しずおか推進協議会」のホームページで公開しています。

(登録者の資格例)

グリーンアドバイザー、ハンギングバスケットマスター、華道教授、日本フラワーデザイナー協会講師、花生産者や園芸店、造園業者 etc……

申込み、問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL:054-221-2679 FAX:054-221-1351 E-mail:nogei@pref.shizuoka.lg.jp

花緑出張サービスの手順

➤ 申込み前に必ずお読みください。

① 申込み

- ・「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」名簿から派遣を希望する講師を選び、講師へ直接相談の上、講座等の実施日や内容を決めてください（定数に達するまで、先着順に随時受付）。
- ・実施日が未定の場合は、仮受付とします。実施日の2週間前までに必要事項を決定し、必ずご連絡ください。連絡のない場合はキャンセルとします。

② 決定

- ・派遣が決定したら、県農芸振興課から申請者と講師へ**決定通知**と**報告書様式**をお送りします。

③ 講座等の実施

- ・決定通知の内容を確認の上で、計画した内容どおりに、実施してください。
異なる内容で実施した場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。
- ・講師代は、決定通知に記載した時間数で支払います。
- ・決定後にやむを得ず内容を変更したい場合は、実施1週間前までに変更事項を記載した申請書を再提出してください。

④ 報告

- ・申請者は「花緑出張サービス実施報告書」を、講師は「花緑出張サービス講師派遣報告書」を作成し、いずれかの方から、これらをまとめて、実施後7日以内（必着）に、県農芸振興課報告書を提出してください。
- ・報告書の提出が遅れた場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。

「ふじのくに花の都しずおか推進協議会ホームページ」をご利用ください

花緑出張サービスの情報を公開中！

- ・ふじのくに花の都しずおかアドバイザーの名簿
- ・申込の受付状況
- ・申請書、報告書様式(ダウンロードできます)

URL:<https://flower.shizuoka.jp/kyouiku/syuttyou/>

